

大阪市立旭東中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「人間尊重の精神」育成のために「大阪市立旭東中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして以下の4点をあげる。

- ①いじめを絶対に許さない学校の雰囲気をつくるため、道徳の授業をはじめ全ての教科などで、一人ひとりの人権を大切にする心を育てる。
- ②部活動等課外活動の充実に努め、人間形成を図る。
- ③未然防止、早期発見・早期解決のために、アンケート、教育相談を実施する。
- ④家庭・地域、校区小学校との交流を大切にし、連携を深める。

3. いじめ未然防止についての取り組み

〈基本姿勢〉

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員でおこなう。

(1)授業改善について

①習熟度別少人数授業の実施

国語科・数学科・英語科における習熟度別クラス編成時に生徒アンケートを実施し個に応じた指導をする。

（単元ごとに相談を行いながら適正なクラス編成を行う。）

②自主学習習慣の確立

放課後・長期休業中に自主学習時間を設定し、生徒の自主学習を支援する。

（地域・学生ボランティアによる協力も要請する。）

③授業研究を伴う校内研修の充実

指導方法の研究・研究授業・授業改善をはかり、指導力の向上に取り組む。

(2)自己有用感を高めるために

- ①生徒会を中心に登校時の「あいさつ」運動を行い、自ら明るく、率先してあいさつができるように指導する
- ②学校の規則を守ること等について、各委員会で月目標を設定する。また、全教職員で日常的に指導する。
- ③社会体験・キャリア教育（職業講話・職業体験学習等）を実施する。

(3)いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

①人権教育の視点から

年間指導計画を作成し、生徒が人権課題に対する正しい知識と認識を深められるよう計画的に人権教育を進める。

②特別支援教育の視点から

互いの「ちがい」を認め合い、共に生き、共に育つ生徒集団の育成に努める。

③情報モラルに関する取り組みについて

必要に応じて、外部機関との連携をとって「ケータイ安全教室」等をおこない、情報モラルについての学びを深める。

(4) 5月「いじめについて考える日」における校長講話、道徳等で、学級で話をする。

4. いじめの早期発見についての取り組み

〈基本姿勢〉

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形でおこなわれることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

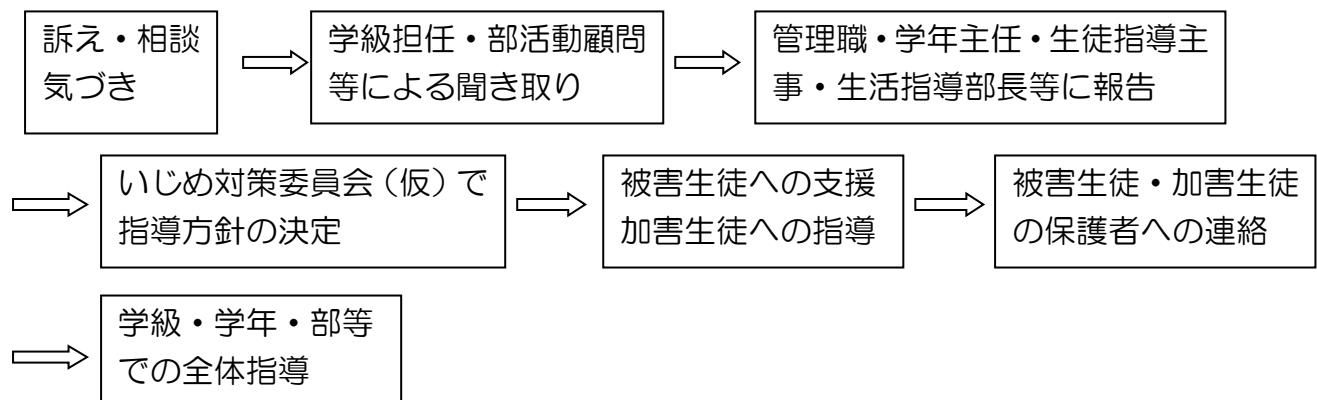
- ①いじめのアンケート、教育相談を定期的に実施し、いじめの早期発展に努め、被害生徒の心のケアに当たるとともに、加害生徒への指導に当たる。
- ②スクールカウンセラーとの連携を密にし、いじめの早期発見についての情報交換を行う。
- ③いじめ相談窓口を生徒・保護者に周知するとともに、外部機関との連携も深める。
- ④生活指導部で、全教職員による研修会を1年に1回開き、日々の生徒観察・変化の記録等からいじめの加害にまわりやすい生徒、被害に遭いやすい生徒について情報交換をし、いじめを全教職員の目で見て、積極的に認知できる環境をつくる。

5. いじめの早期解決についての取り組み

〈基本姿勢〉

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①いじめ事案に気付いた（相談を受けた）場合、聞きとりの後速やかに管理職・学年主任・生徒指導主事・生活指導部長に報告することを徹底する。また関係生徒に特別支援を要する生徒がいる場合は、特別支援教育コーディネーターにも報告する。
- ②被害生徒の保護、加害生徒への指導は、教職員の意思が統一された状態で行う。また、「傍観者」についての指導も必ず行う。
- ③教職員の意思一致のもと、保護者連絡をする。また、連絡に際しても被害生徒の保護に重点を置いた形で行う。
- ④必要に応じて、管理職・生徒指導主事が、警察などの関係諸機関と連携を図る。
- ⑤ネット上のいじめに対しては、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用する。
- ⑥いじめ発見の際の流れ



6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

定例的に行われている（基本的に週1回）校務連絡会が、いじめ対策委員会を兼ねる。

【構成】

管理職・生徒指導主事・同和教育主担・学年主任・教務主任・
スクールカウンセラー

※必要に応じてSSW・生活指導部長・特別支援教育コーディネーター・担任・
部活動顧問等を加える。

【役割】

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導及び支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

- ・生徒対象いじめアンケート調査
年3回<7月・12月・3月>
- ・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査
年3回<4月・9月・1月>
- ・5月「いじめについて考える日」取組

【研修会】

- ・生活指導研修回<5月>

(2) 保護者や地域・関係機関との連携

- ①必要に応じて、ホームページや学校通信などによる情報発信・啓発を行う。
- ②必要に応じて、警察等関係諸機関との連携を図る
- ③必要に応じて、学校協議会への提案・協力要請を行う。

(3) 取り組み内容の検証

- ①「運営に関する計画」で、取り組みに関する検証・改善を行う。
- ②アンケート結果の検証及び対策の検討。

7. 重大事案への対処

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。
- ②学校として誠意ある対応をし、いじめ対策委員会を中心に事実関係の明確化に努める。